

家畜排せつ物の利活用による産地収益力の向上

【産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業
(地域バイオマス支援地区) 10,704(6,515)百万円の内数】

対策のポイント

家畜排せつ物の利活用のための施設整備及び生産したたい肥等の有効利用に向けた産地の取り組みに対し、支援を行います。

<背景/課題>

- ・平成16年に家畜排せつ物法が本格施行され、一定規模以上の農家については、家畜排せつ物の適正な管理を定めた同法の「管理基準」を義務付け
- ・平成21年の調査によると、対象農家の99.9%が「管理基準」に適合
- ・今後は家畜排せつ物の有効利用により、産地の活性化が課題

政策目標

家畜排せつ物の有効利用による農業の持続的発展

<主な内容>

平成22年度まで実施している地域バイオマス利活用交付金(家畜排せつ物の利活用の支援)について、補助から融資へと支援の手段を転換することとして、以下の事業を行います。

1. 畜産農家と耕種農家の連携による地域内の家畜排せつ物の利用促進に向けた取り組みを支援します。
2. 畜産農家が家畜排せつ物の処理施設を整備する場合に、融資主体型補助を行います。
 - (1) 畜産環境調和推進資金を利用して、個人で施設整備する際に、利子助成を実施(貸付当初から5年間、2%を上限とする(500万円を超える融資に限る))
 - (2) 政策的金融支援を利用して、共同利用で施設整備する場合に、融資残補助を実施

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業
(地域バイオマス支援地区 10,704(6,515)百万円の内数)
補助率: 1 について1/2以内
2(1)について定額
2(2)について施設整備事業費の1/10以内
事業実施主体: 農業者団体等

[お問い合わせ先: 生産局畜産部畜産企画課(03-3502-0874(直))]